

ドローンサービス品証（DSQ）認証 案内資料



サービス概要

DQA認証サービスについて



DSQ認証は、ドローンサービスを提供する事業者様をDSPAが第三者認証機関として評価をおこない認証を付与させていただくサービスとなっております。

認証における基準として「ドローンサービスの品質ードローンサービス事業者に対するプロセス要求事項（JISY1011）」を採用しこの要求事項を元に審査を行っていきます。



第三者認証機関



評価



ドローンサービス事業者



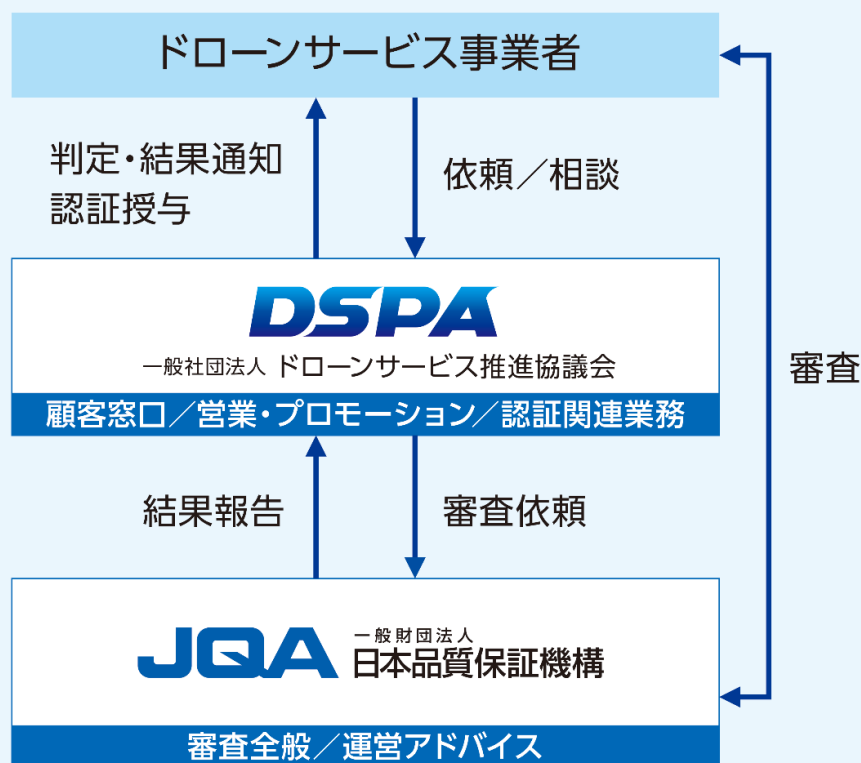
DSQ認証マーク

DQA認証サービスについて



この認証制度については、一般財団法人日本品質保証機構（JQA）様と共同で開発しており、JQA様が第三者の立場で評価・審査を実施することで、サービス事業者が提供しているサービスに対して透明性の高い認証を発行していく取り組みとなります。

ドローンサービス品質認証の役割と流れ



DQA認証サービスについて

DSPA

DSQ認証を取得することで、ドローンサービスの品質を一定に保つことができる他、ドローンサービス事業者、ユーザー双方にメリットが得られる制度となっております。

ドローンサービス事業者



他社より
しっかりやってるのに
それを証明する
すべがない



ユーザー

過去の実績や業者の
自己申告内容でしか
品質の判断が
できない



認証取得でお悩みを解消!



ドローンサービス品質の向上

認証取得の過程で、これまで暗黙知であったノウハウを形式化して業務に組み込むことができます。



自社サービスの信頼性をPRし、 顧客獲得・受注の拡大

既存顧客への関係性の強化や顧客獲得のプロモーション、さらには新規受注の獲得などつながります。



第三者認証による、 安全安心なサービス発注

認証機関が、JISを基準に事業者を審査し、認証を与えることで、ユーザーが自らのビジネスに適したドローンサービス事業者を安心して選択できます。



高い品質で継続性をもって取り組める事の **証明** が適切な事業者選定に繋がります

**ドローンサービスの品質
ードローンサービス事業者に対するプロセス要求事項
(JISY1011) について**

JIS Y1011は、2024年8月20日に制定された国家規格となっており、ドローンサービスの提供にあたり、一定の品質を確保するために必要なプロセス等の要求事項が規定されているものになっております。

(以下経産省プレスリリースより抜粋)

資料2

ドローンサービスの提供に関する JIS 制定

—ドローンサービスの品質向上と普及を目指して—

2024年8月20日

昨今、様々な分野でドローンを利用したサービス(ドローンサービス)が提供されており、労働力不足や災害時の対応等の課題解決にも大きく貢献しています。更なるドローンサービスの普及のためには、ドローンサービスの品質向上が必要不可欠です。

このたび、ドローンサービス事業者が、ドローンサービスを提供するに当たり、一定の品質を確保するために必要なプロセスや基準を規定した JIS を制定しました。本規格を満たすことをサービス事業者に求めることにより、ドローンサービスの品質向上と普及の促進に貢献するとともに、ドローンの更なる活用を通じて、労働力不足や災害時の対応等の一助となることが期待されます。

1. JIS 制定の目的

昨今、様々な分野において、ドローンを利用したドローンサービスが提供されています。例えば、農業や物流、空撮、点検などに利用されており、労働力不足や災害時の対応等の課題解決にも大きく貢献しています。しかし、ドローンサービスが拡大している中、ドローンサービス事業者に求める、サービス品質の確保のための統一したルールがないことで、顧客満足度の低下などが懸念されていました。更なるドローンサービスの普及のためには、ドローンサービスの提供に当たって事業者が満たすべき事項を規定する等により、ドローンサービスの品質を向上させることが必要不可欠です。

そこで、ドローンサービス事業者が、ドローンサービスの提供に当たって必要となるプロセスや基準を定めた JIS を制定しました。



農業散布ドローン

(出典：イームズロボティクス株式会社)



物流ドローン

(出典：株式会社eロボティクス)

本規格では、ドローンサービス事業者が、ドローンサービスの提供に当たり、一定の品質を確保するために必要なプロセス等の要求事項を規定しました。

具体的には、ドローンサービスの提供体制の構築やサービスの提供、継続的改善のための見直し等について、以下のような事項の実施等をドローンサービス事業者に求めています。

- 人員の能力の管理
- サービスを設計するために必要な情報の収集
- 飛行中に発生した事故などへの対策
- ドローンサービス実施後のモニタリング（設計どおりのサービスが実施されたこと、顧客満足等の確認）の実施
- モニタリング結果に基づいた定期的なサービスの見直しと改善策の策定等

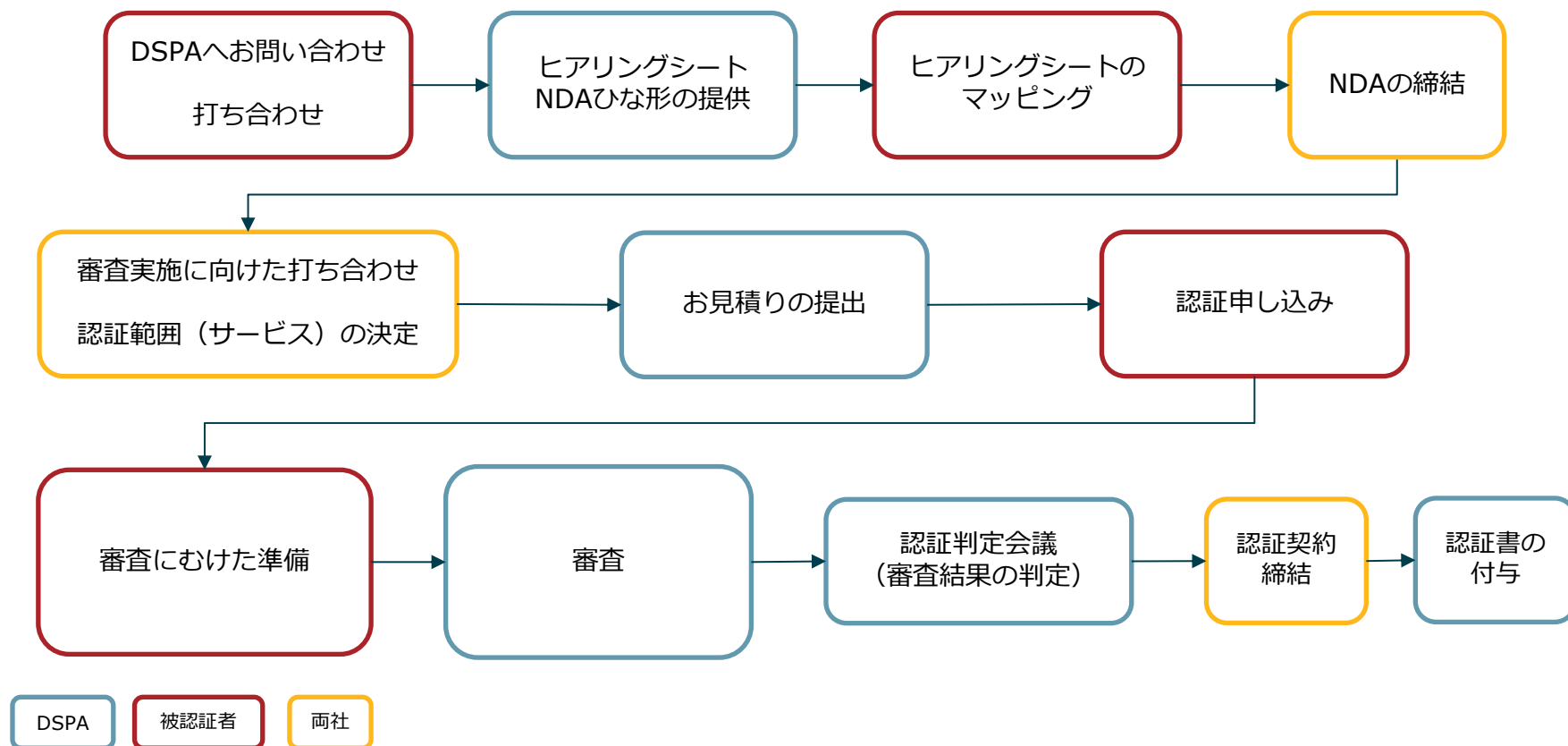
本JIS の要求事項をドローンサービス事業者が満たすことにより、ドローンサービスの品質向上に貢献し、ドローンサービスの信頼性が高まることで、ドローンサービス市場が拡大することが見込まれます。また、ドローンの更なる活用を通じて、労働力不足や災害時の対応等の一助となることが期待されます。

※日本産業標準調査会（JISC）のHP（<https://www.jisc.go.jp/>）から、「Y1011」でJIS 検索すると本文を閲覧できます。

認証取得のプロセス

認証の流れ

認証取得を希望される際は、下記流れで審査を実施し認証を付与させていただきます。



ヒアリングシートについて



認証取得を希望される対象の組織情報やドローンサービス、JISの適合状況などについて、DSPAで用意しているシートを元に記載していただきます。

ドローンサービス品質認証 ヒアリングシート			
依頼者（代表）			
組織名			
所在地	〒		
所属		担当者名	
TEL		FAX	
E-mail			
認証取得対象 ※1及び2は、依頼者と認証取得対象が異なる場合のみご記入ください			
1	組織名		
2	所在地	〒	
	☐ 審査場所が複数ある（事業所など） ※別添録写事項		
3	審査の種類	☐ 新規	
4	審査対象とする業務内容		
5	サービス分類		
規格適合チェックリスト			
規格の要求する手順、手順書及び記録		お客様の該当文書類の名称	該当文書の該当箇所
備考		備考	
1) 利害関係者とのコミュニケーションの手順			
2) ドローンサービスの提案の手順			
3) ドローンサービスの工程管理の手順			
4) 資源の見積りの手順			
5) モニタリングの手順			
6) 情報及びプライバシー保護の手順			
手順書			

- ✓ ヒアリングシートにつきましては、初回打ち合わせ時にNDAのひな型とあわせて提供させていただきます。
- ✓ JIS Y1011につきましては、ご自身でご購入いただき要求事項を確認いただく形になります。（日本規格協会様よりご購入いただけます）

認証の対象となるサービスについて

認証の対象サービスについては、ドローン事業者様が提供しているサービス全般が対象となりますが、ヒアリングシートに付属の、サービス分類表にてサービスの分類を特定し記載いただきます。



ドローンサービス事業者が
提供しているドローンサービス
(HPなどで掲載しているサービス名)

サービス分類		
大項目	小項目	凡例
農林水産業	農薬散布（肥料散布、雑草など）	ドローンによる農薬などの空中散布
	精密農業	マルチスペクトルカメラを搭載して圃場のデータを取得し、圃場の生育状況や病害発生を示す指標であるNDVIの値を見ることで、「光合成活性が活発に行われているか」を判断する、など
	害獣対策	日中や夜間にサーマルカメラを搭載したドローンで上空から害獣が潜んでいる山林を撮影し、赤外線映像からその動物を把握する、ドローンの音や、天敵の鳴き声などもスピーカーから流したりして、害獣を追い払うなど
	水産業	密漁対策としての監視や見回りなど
	林業	樹木の密度の把握、枯死木対策のための調査・薬剤散布、山林の雑草除去剤の散布など
土木・建築	その他（カスタム項目）	土砂の堆積量など様々な用途は、用途に応じた分類を記載
	工事進捗	空撮による工事進捗、土壌変化の監視や人員、建設機械、資材の搬送を手配や管理、見守の記録などを行い、作業の効率化やコスト削減を図るなど
	測量	レーザーセンサーを用いた測量など
点検	その他（カスタム項目）	上記分類に当てはまらない場合は、別途具体的な分類を記載
	橋梁	ドローンによる橋梁の点検、「画像計測技術」「熱映像検査技術」「計測・モニタリング技術」など
	トンネル・河堤	掘削中のトンネル内の定期的な点検点検、使用後のトンネルの内部や設備の点検など
	ダム	ダムの壁内設備や排水の点検など
	送電線	目視外による送電線の点検点検など
	基地局設備・通信設備	携帯電話の基地局設備の点検など
	ソーラーパネル	サーマルカメラもドローンに搭載して上空から発電所内のソーラーパネルを逐次撮影し、熱画像からセルの異常を見つけるなど
	一般住宅	一般住宅設備の点検作業（可視光カメラやサーマルカメラを使用）など
	大規模建築物（ビル・工場・倉庫など）	屋根や外壁などの建築物や換気や排水などの設備設備などの調査もサーマルカメラを搭載したドローンで行う（落下物監視など）など、外壁調査を赤外線映像を搭載したドローンで行うなど
	下水道	下水道管内の水面上を飛行して管底の点検点検をドローンで行うなど
	プラント	発電所、工場とその設備などの点検など
	風力発電	ドローンによるブレードの点検など
	建築物設備	大規模建築物の付帯設備の点検 空調設備の点検など

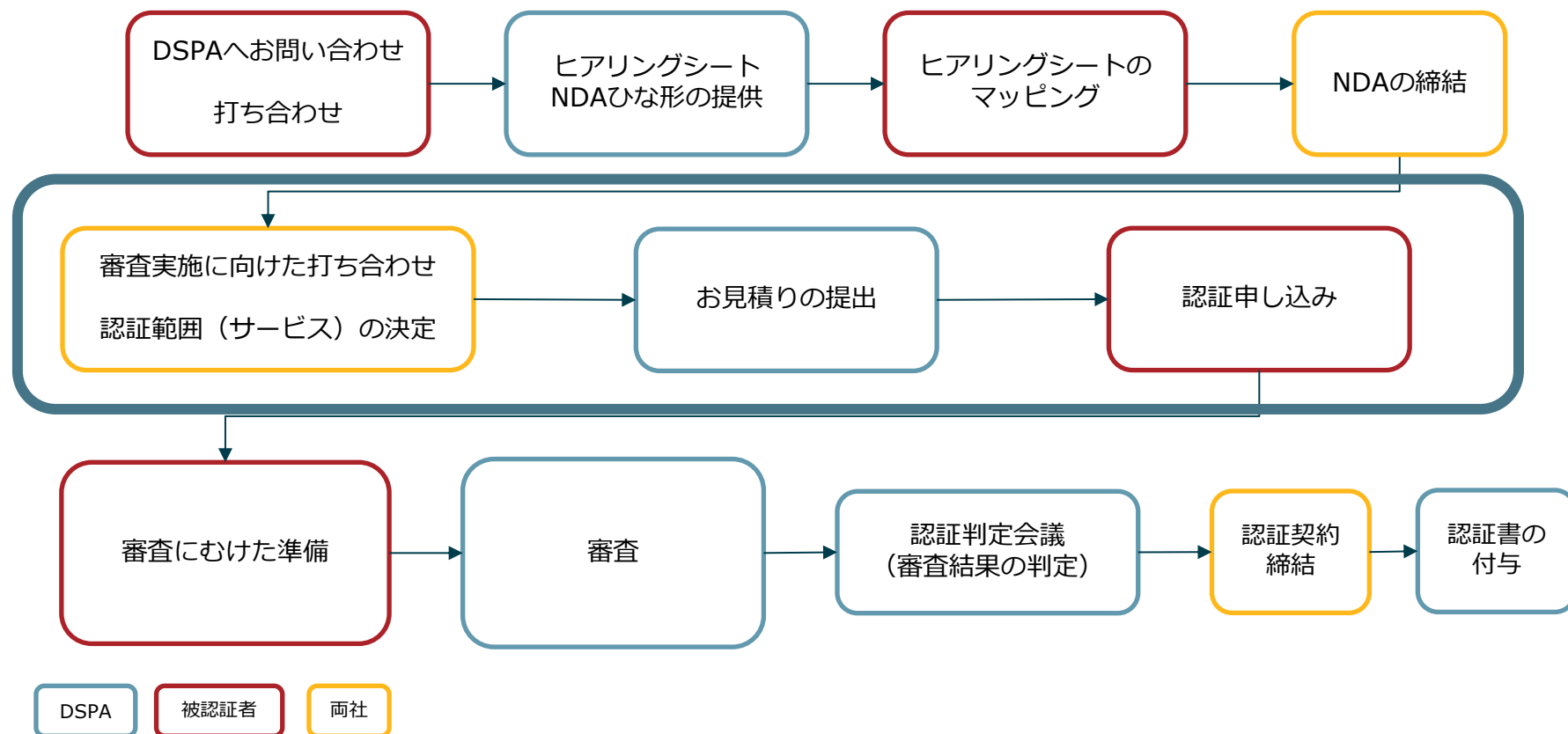
土木・建築	工事進捗
	測量
	その他（カスタム項目）

それがどのような分類のサービスかを
サービス分類表を元に特定していきます。
(例：土木・建築 工事進捗 など)

審査実施に向けた打ち合わせ

ヒアリングシートの記載とNDAの締結が完了しましたら改めて打ち合わせを設定させていただき、詳細の確認と見積作成に向けたヒアリングを実施させていただきます。

その後、見積書兼申込書を送付させていただきますので、内容をご確認いただきお申込みください。



お申込みが完了し準備ができましたら、審査を行わせていただきます。
審査のポイントと審査方法は下記になります。

審査のポイント

- ・ 社内規程が要求事項に基づいているか
- ・ 社内規程の通りにドローンサービスが提供されているか



審査方法

- ・ 事前の書類確認（書類など証跡確認）
申し込み後にクラウドストレージ（BOX）の専用フォルダにご招待させていただきます。そちらに証跡をアップロードいただきます。
- ・ 事業所でのサンプリング、ヒアリング
証跡確認後、事業所にお伺いさせていただきドローンサービスのサンプリング審査とヒアリングを実施させていただきます。



認証書について



審査終了後、DSPAで認証判定会議を実施し、承認されましたら認証契約を締結した上で認証書を付与いたします。



認証書

認証証には、認証取得企業名と、自社のドローンサービス名が記載されます。



認証付属書

付属書にサービス分類などが記載されます。

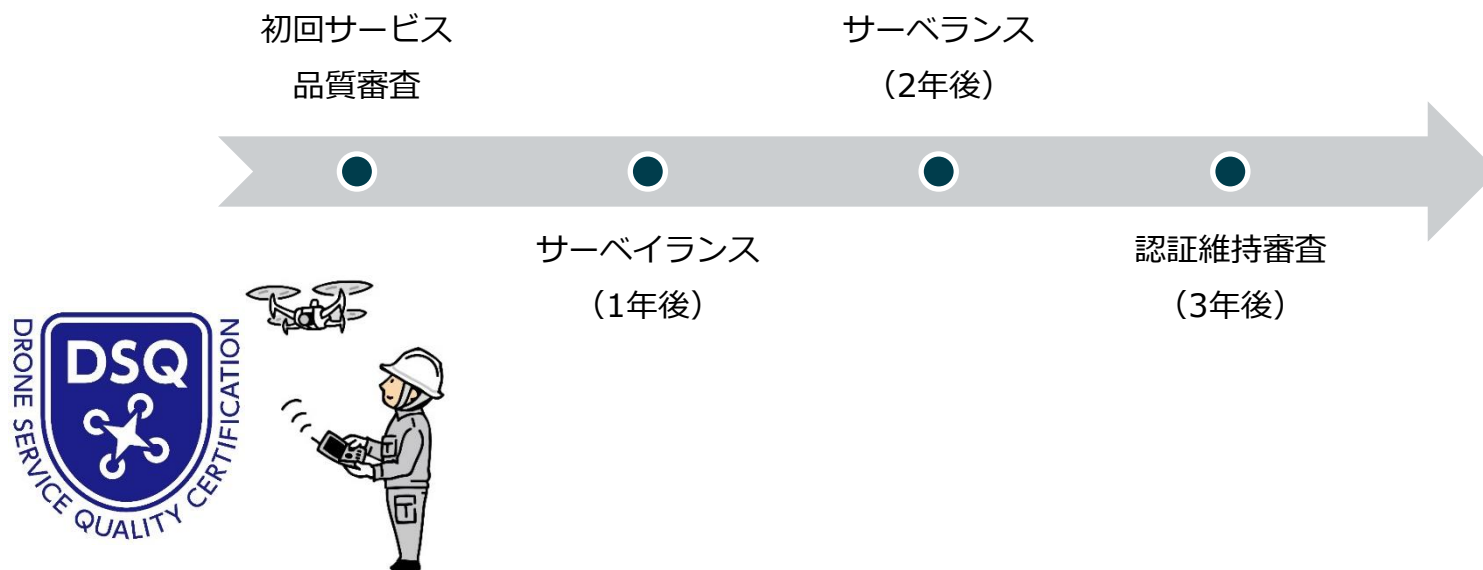


認証マークも付与しますので、自社のホームページやサービス資料などにご活用いただけます。

認証取得後の維持について

認証取得後の維持について

DSQ認証取得後は、認証維持審査を受けていただくことで認証を維持することが可能です。
認証維持審査は、年1回のサーベイランスと3年に1回の更新審査があります。



初回審査、サーベランス、認証維持審査の審査内容は基本的に同様となります。
認証維持審査の際は、加えて新たな有効期限の認証書を発行させていただきます。



FAQ

Q:
認証取得費用はどの程度かかりますか？

A:
組織規模や認証取得のサービス分類の数などにより変動するため都度お見積りをさせていただいております。
別途お問い合わせください。

Q:
サーベランス、更新審査の内容はどのようなものですか？

A:
基本的に初回審査と同様の審査を行います。

Q:
サーベランス、更新審査の費用はどの程度になりますか？

A:
別途お問い合わせください。

Q:
初回認証取得にかかる期間はどのくらいになりますか？

A:
審査準備ができている前提で、認証付与まで1～2カ月程度を見込んでいます。

Q:
事業を始めたばかりでサービス提供実績（サンプル）がありません。認証審査を行うことは可能でしょうか？

A:
サービス実績がない場合、模擬フライトを実施いただき実地審査をさせていただきますのでサンプルがない場合も審査は可能です。実地審査についての詳細はお問い合わせください。

Q:
同時に複数サービスの申し込みが可能ですか？

A:
同時に複数サービスを審査させていただくことが可能です。ヒアリングシートにご希望のサービスとサービス分類を記載ください。

Q:
申し込むにあたり条件などがありますか？

A:
ドローンを活用するサービスを提供されている事業者様であれば特にありません。

一般社団法人ドローンサービス推進協議会

TEL : 03-6890-7736

mail : info@dspa.or.jp

URL : <https://dspa.or.jp/>